

TAKATSUKI

★ 農委だより

第98号
令和2年6月

編集・発行
高槻市農業委員会
〒569-0067
大阪府高槻市桃園町2番1号
TEL 072-674-7421
<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

本委員会では、平成28年4月の「農業委員会等に関する法律」の改正を受け、平成29年7月に大幅な組織改正が行われ、3年が経過する本年7月には委員の改選が予定されており、新たな体制でスタートすることになる。その中で、重要な責務として位置づけられた「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進等について、農業委員会一丸となって取り組んできた。



第1回定例総会で挨拶する市長

しかし一方で、農業従事者の高齢化は国と同様に進行しており、また、台風や豪雨等の自然災害も近年多発化、大型化する傾向にあり、農業者を

基本方針

農業委員会では毎年、国からの通知に基づき、農地等の利用の最適化の推進状況や活動計画を定めた「事業計画」を作成しています。今号では、令和2年度事業計画の基本方針と概要をお知らせします。

このような情勢のもと、平成30年4月には生産緑地法が改正され、本市においても条例の改正により、生産緑地地区の指定面積要件を「500㎡以上」から「300㎡以上」に引き下げ、都市農地の持続的な確保に取り組んでいる。また、市内の生産緑地の大半が令和4年に指定から30年を迎えるため、市街化区域に農地を保有する農業者は「特定

取り巻く環境は厳しさを増している。また、平成30年9月1日には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、生産緑地農地の貸借にあたっては、農地法第3条の許可を受けなくても、期間を定めた上での貸し借りが可能になった。同時に、これらの制度を活用することで、生産緑地農地においても、相続税の納税猶予の適用を受けながら、貸付けや市民農園としての活用が可能になり、農地の有効活用の可能性が拡大されることになった。

令和2年度 農業委員会事業計画が決定 農地の利用集積・集約化を一層促進へ

生産緑地」への指定の判断を行うこととなるが、本委員会としても都市における農地の「多面的な機能」について引き続き啓発することで、営農の継続はもちろんのこと、都市農地の保全に繋げていくものである。

農業委員会の今年度の主な行事予定

毎月	定例総会・常任会議
6月	第1回遊休農地対策本部総会
9月	利用状況調査
10月	市長へ「農地等利用最適化推進施策等に関する意見」を提出
11月	視察研修・農林業祭
2月	第2回遊休農地対策本部総会

農業委員会の主な活動計画

- ①遊休農地対策
利用状況調査・利用意向調査を適切に実施し、遊休農地解消に向けた指導や農業委員会だより等を活用した啓発を行い、遊休農地2haの解消を目指す。
- ②担い手への農地の利用集積・集約化
農地中間管理機構や市が実施する農地の利用調整及び利用権設定等を支援する。
- ③新規農業経営者の参入促進
農地中間管理機構との連携を強化するとともに、新規就農希望者による地元調整などの実施に対して必要な支援を行う。

農業委員会の活動

(令和2年4月～
令和2年6月)



農業委員会の重要案件が審議される定例総会

- 4月 第4回定例総会
第4回常任会議
三島地区農業委員会連合会総会
- 5月 第5回定例総会
第5回常任会議
全国農業委員会会長大会 ※
- 6月 第6回定例総会
第6回常任会議
第1回遊休農地対策本部総会

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となりました。



高槻産農産物を使用した給食の試食交流会

本予算に基づく施策により、かけがいのない農地の保全や優良な農空間の確保だけでなく、新規就農者の育成や担い手への農地集積、遊休農地の未然防止・解消など「農地利用の最適化」を図り、地域農業の発展を目指していきます。

下河川企画課及び下水河川事業課の農業関係（農業基盤の整備事業及び河川・水路等の維持管理業務）の予算額は、4億3327万円となり、農林緑政課所管予算額と合わせて、5億290万9千円となりました。

令和2年度 高槻市予算が成立

令和2年度の高槻市当初予算が、3月に開催された市議会において可決され、成立しました。このうち農林緑政課、下水河川企画課及び下水河川事業課が所管する主な農業関係予算の概要についてお知らせします。

生産緑地法の改正や都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定など、都市における農地制度が転換期を迎え、都市農地保全の意識が高まる中、農業委員会は「令和2年度高槻市農地等利用最適化推進

施策等に関する意見」を昨年10月に高槻市長へ提出し、相次ぐ天災による農地や農業施設等の復旧に向けた助成制度の拡充や良好な営農環境の整備、より一層の各種農業施策の充実と農業関連予算の充足を求めました。

このを受け、今年度の農林緑政課の農業関係（農業振興事業、地産地消・食育）また、農林業祭や農地の多面的機能の維持を支援するなどの市民協働・交流推進事業に1083万円、経営所得安定対策などの営農推進事業は1059万3千円となっています。

また、農林業祭や農地の多面的機能の維持を支援するなどの市民協働・交流推進事業に1083万円、経営所得安定対策などの営農推進事業は1059万3千円となっています。

農業関係予算は総額5億290万9千円
農業基盤保全事業補助金等の予算を確保

は38
75万
6千円
とし、
一昨年



農地転用申請地の現地調査を実施する委員

農業委員会では、農地法等に基づく農地関係の各種事務処理を行っております。

この度、令和元年の処理状況がまとまりましたのでお知らせいたします。



議案審議に先立ち現地で事情確認する委員

農地法等に基づく
事務処理結果状況

令和元年

種 別	件数	筆数	面積 (m ²)
相続税納税猶予適格者証明	17	69	38,968.36
引き続き農業経営を行っている旨の証明	91	349	192,850.51
相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況	15	40	33,137.09

農地法	許可申請・届出別	件数	面積(m ²)
第3条	許可申請	16	20,298.79
	届出(第1項第13号)	0	0.00
	届出(3条の3第1項)	30	45,343.00
第4条	許可申請(調整区域)	4	2,961.94
	届出(市街化区域)	26	17,564.00
	計	30	20,525.94
第5条	許可申請(調整区域)	6	8,948.00
	届出(市街化区域)	32	60,868.46
	計	38	69,816.46

種 別	件数	面積(m ²)
農用地利用集積計画	56	88,411.00
農地法第18条第6項の通知	21	20,871.00
農用地利用計画変更(除外)	0	0.00
農用地利用計画変更(追加)	0	0.00

ストップ！
違反転用！

・農地転用とは

農地を住宅や店舗、駐車場など、農地以外の用途に使用する場合は、農地法の転用許可（市街化区域の場合は届出）が必要です。

・手続きをせずに無断で農地転用すると・・・

許可を受ける前に無断で農地転用すると農地法違反となり、工事の中止や原状回復等が必要となるほか、3年以下の懲役や300万以下の罰金が科せられる場合もあります。

・事前に相談を・・・

無断で農地を転用すると、法令違反となるだけでなく、周囲の農地や周辺住民にも悪影響を及ぼしかねません。事前に農業委員会事務局までご相談ください。

三島江でレンゲがきれいに咲く

今年も三島江地区ではレンゲがきれいに咲き誇りました。例年開催される「レンゲ祭り」は残念ながら新型コロナウイルス



レンゲは地力の増進にも活用できます

ナウイルス感染拡大防止の観点から中止となったものの、4月末まで一般公開された「レンゲの里」では、畑いっぱいに広がるレンゲが訪れた人たちの目を楽しませ、記憶に残るものとなりました。

令和2年2月に農業委員会定例会での審議を経て「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく生産緑地農地の貸借が成立しました。同法による貸借は、高槻市では初めてのケースとなります。



市内に約53haある生産緑地(令和2年6月時点)

本法律は、都市農業者の減少・高齢化が進んでいることから、都市農地の有効活用を

市内で初のケース成立 生産緑地の円滑な貸借可能に

図るため、平成30年6月に制定され、対象となる農地を生産緑地に限定したうえ、都市農業の持つ多様な機能を發揮する取り組みを行うこと等を要件に、円滑的な貸借を可能とするものです。この制度を活用すれば、借主側は農地法の法定更新や下限面積要件(高槻市では20a)の適用が除外され、貸主側にとっても相続税の納税猶予が継続されるなどのメリットがあります。耕作の形態は、自己耕作に限られず、農業体験農園や市民農園等の事業でも制度を利用することが可能であり、今後ますます都市農地の持つ多面的な機能の活用が期待されます。

熱中症に注意

新型コロナウイルスの裏で毎年避けては通ることができないものが熱中症です。農業中の熱中症による死亡者数は、過去10年において毎年20人前後で推移し、とりわけ7〜8月に70歳以上の方に多く発生しています(農林水産省調べ)。

対策としては、①作業は気温の高い日中を避ける②作業前・作業中はこまめに水分補給を行う③休憩は日陰等の涼しい場所で行う④単独作業や高温多湿の環境を避けるなどが有効です。

また、マスク着用により熱気がこもりやすくなり、例年よりも熱中症のリスクが高いと予想されます。日々の体調管理に気を配りながら、水分補給と涼しい場所での十分な休憩をとるよう心掛けてください。

【人事異動のお知らせ】 () 内は前所属または転出先

農業委員会事務局

- 退職 ※3月31日付
・事務局長 齋藤卓夫
○転入 ※4月1日付
・事務局長 藤井靖之 (農林緑政課長)
・山口智也 (新規採用)
○転出 ※4月1日付
・北川君子 (城内公民館)

農林関係部局

- 定年退職 ※3月31日付
・街にぎわい部長 田中之彦 (再任用として教育委員会事務局参事兼城内公民館長)
○転入 ※4月1日付
・街にぎわい部長 中川洋子 (総務部長)
・農林緑政課長 穂積 渉 (都市づくり推進課副主幹)
・藤本景子 (審査指導課)
・永田将馬 (新規採用)
○転出 ※4月1日付
・三宅佐知希 (都市づくり推進課主査)
・向井佑真 (管路整備課)